

## 質問書に対する回答

調査等名	つくば工事事務所管内 协議用資料作成業務
------	----------------------

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	手続開始の公示（説明書） 3-1. 競争参加資格（5）、（7）	本業務における企業及び管理技術者に求められいる同種業務又は類似業務の実績について、「次に示す同種業務又は類似業務の実績を有すること。なお、同種業務の実績を同一の業務において有する必要はない。」と記載があります。同一、複数の業務は問わず「道路詳細設計、附帯工設計、発注用図面作成」の実績すべてが必要とのことでしょうか。	同種業務の実績は、高速道路又は高速道路以外の自動車専用道路における道路詳細設計又は附帯工設計、発注用図面作成業務のうち、いずれかの実績を有することが必要となります。 類似業務の実績は、道路詳細設計又は附帯工設計、発注用図面作成業務のうち、いずれかの実績を有することが必要となります。
2			
3			